

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

負債のオフバランス化の条件について
デット・アサンプションを中心に

古市峰子

Discussion Paper No. 98-J-11

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES
BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京中央郵便局私書箱30号

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

負債のオフバランス化の条件について デット・アサンプションを中心に

古市峰子*

要 旨

負債の会計的取扱い次第で企業のリスク評価や財務構造が左右される度合いが高まる中で、負債のオフバランス化（認識中止）に関する問題がクローズアップされている。その中でも、デット・アサンプションのように、債務が履行されたのと同等の経済的効果があると考えて負債のオフバランス化を認めていた取引につき、法的側面から見れば負債は消滅していないことから、そうした会計処理が妥当かが問題となっている。

日本では、そもそも負債のオフバランス化の条件に関する一般的な会計基準は存在せず、デット・アサンプションについても、これまでは87年に公認会計士協会から出された実務指針を根拠に負債のオフバランス処理がなされてきた。しかしながら、諸外国における会計基準や議論を見ると、経済的実態から負債は消滅していると捉え負債のオフバランス処理を認めていたこれまでの立場から、法的側面をより重視したオフバランス化を行う方向に移行している。これは、法的に債務が消滅していない以上、将来債務の履行を請求される可能性は完全には消滅していないという点を重視するものである。

日本でも、こうした取引の会計処理を明確にし、企業間における財務状況の比較可能性を高める上でも、負債のオフバランス化条件に関する一般的基準を作成することは喫緊の課題であろう。その際には、諸外国における会計基準の動向にも十分配慮し、法的に債務が消滅した場合、または、当該負債につき法的に第一次的義務者でなくなった場合に限り、負債のオフバランス化が認められるとの立場が妥当なように考えられる。

キーワード：デット・アサンプション、負債、オフバランス化、認識中止

JEL classification: M41

*日本銀行金融研究所研究第2課（E-mail: mineko.furuichi@boj.or.jp）

本論文を作成するに当たっては、秋葉賢一公認会計士（朝日監査法人〈アーサーアンダーセン〉）、佐藤信彦助教授（日本大学）、弥永真生助教授（筑波大学）から貴重なコメントを頂戴した。

目 次

(はじめに)	2
・日本におけるデット・アサンプションの仕組みと会計上の問題点	4
1. 仕組み	4
(1) 取引の概要	4
(2) 法律構成	7
2. 会計上の問題点	7
・諸外国の会計基準	10
1. 米国	11
(1) 従来 of 会計処理 (SFAS76)	11
(2) 新しい会計基準 (SFAS125)	14
2. 英国	18
(1) 旧草案	19
(2) 95年草案	21
3. ドイツ	22
(1) HFA の見解	23
(2) 実質的ディフィーゼンスによる負債のオフバランス化を認める見解	24
4. IAS (国際会計基準)	28
(1) E48 の考え方	29
(2) E62 の考え方	30
・日本における負債のオフバランス化条件の検討	32
1. 負債概念から見た負債のオフバランス化条件の考え方	32
(1) 日本における貸借対照表上の負債概念	32
(2) デット・アサンプションにおける原債務への適用	33
2. オフバランス化条件に係るアプローチからの検討	34
3. 企業会計審議会「公開草案」の考え方	35
(1) 負債のオフバランス化条件	35
(2) デット・アサンプションへの適用	37
4. デット・アサンプションによる負債オフバランス化のための条件	38
(1) 免責的債務引受構成の可否	39
(2) 原債務者の第一次的義務からの解放の可否	40
(おわりに)	43
【主要参考文献】	45

(はじめに)

ここ数年、負債の会計処理を巡る議論が特に活発化している。こうした動きの背景には、従来の会計問題が資産の問題を中心に展開されてきたのに対して、企業を取り巻くリスクの多様化、企業に対する利害関係者の広範化、新たな金融商品等の発達によるオフバランスの負債や潜在的な債務の増加等により、負債の会計的取扱い次第で企業のリスク評価や財務構造が左右される度合が高まってきていることがあると指摘されている(伊藤[1994])。

こうした議論の一環として、負債のオフバランス化に関する問題がクローズアップされている。その背景には、[図1](#)で詳述するように、現在負債のオフバランス化手段として活用されているデット・アサンプションの会計処理について、これまで負債のオフバランス処理を認めていた実務指針が事実上失効したことにより再検討が必要となったことや、これに伴い一種の駆け込み需要のようにして生じたデット・アサンプションの取引規模の拡大(佐藤和彦[1996])、債務履行引受銀行の信用力低下(秋葉[1996a])等により、法律上は引続き債務者でありながらも当該債務をオフバランス化することに伴う問題点が改めて浮き彫りになっていること等が挙げられよう。

オフバランス化(認識中止)¹とは、貸借対照表上に一旦計上された特定の資産・負債の認識を取り止めることであり、これまでは債権の証券化等を巡る一連の議論の中で、金融資産²のオフバランス化の可否、すなわち証券発行体へ譲渡した資産のオフバランス化が可能か否かという点が主に議論されていた。しかしながら、かかる議論が精緻化するに伴い、金融負債のオフバランス化についても金融資産と整合的に理解しようとする動きが出てきている。例えば、米国で96年6月に新しく公表されたSFAS³(財務会計基準書)125「金融資産の譲渡とサービシング、負債の消滅に関する会計」⁴においては、金融資産と金融負債

¹ 本稿では「オフバランス化」と「認識中止」という用語を同じ意味で用いている。

² 金融資産、金融負債とは、諸外国では例えば注69のように定義されているが、本稿でも同様の概念で捉えている。また、本稿で単に「資産」、「負債」という用語を用いている場合でも、特に断らない限り、金融資産、金融負債を意味する。

³ Statement of Financial Accounting Standards

⁴ "Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of

のオフバランス化の条件⁵（criteria）が同じアプローチに基づいて定められている。

この点、日本では、そもそも負債のオフバランス化の条件に関する一般的な会計基準は存在しない。その結果、負債のオフバランス化が認められるかどうかは個々の取引の実態を勘案して判断されることになる。しかしながら、冒頭のように、負債の会計的取扱い次第で企業のリスク評価や財務構造の左右される度が増す一方で、デット・アサンプションのように、負債のオフバランス化を狙った金融取引手法の考案や活用は、より健全な財務構造への要求が高まっていることなどに伴って、ますます活発化する可能性がある。そうした中で、企業を取り巻くリスクを的確に評価し、財務諸表の比較可能性を向上させるためには、負債の認識中止条件を一般的な形で明確にしておくことが重要であろう。

以上のような問題意識から、本稿では、諸外国の会計基準や議論等を参考としつつ、わが国における負債のオフバランス化の条件に関する採り得べき方向性について検討する。その際には、具体例としてデット・アサンプションを取り上げ、その会計処理のあり方を中心に検討することとしたい。

具体的には、まず . で、負債のオフバランス化の条件に関する会計上の問題点を明らかにするために、日本で行われているデット・アサンプションの仕組みとその会計上の問題点について整理する。次いで、 . では、諸外国（米国、英国、ドイツ、国際会計基準委員会）における基準や議論の動向を整理・検討する。そのうえで、 . として、日本における負債のオフバランス化の条件を定式化することを試みるとともに、改めてデット・アサンプションによる負債のオフバランス化の可否について考察する。

Liabilities"

⁵ "criteria"の訳としては、「基準」、「規準」、条件」、要件」などがあるが、本稿では「条件」という用語を当てることとする。

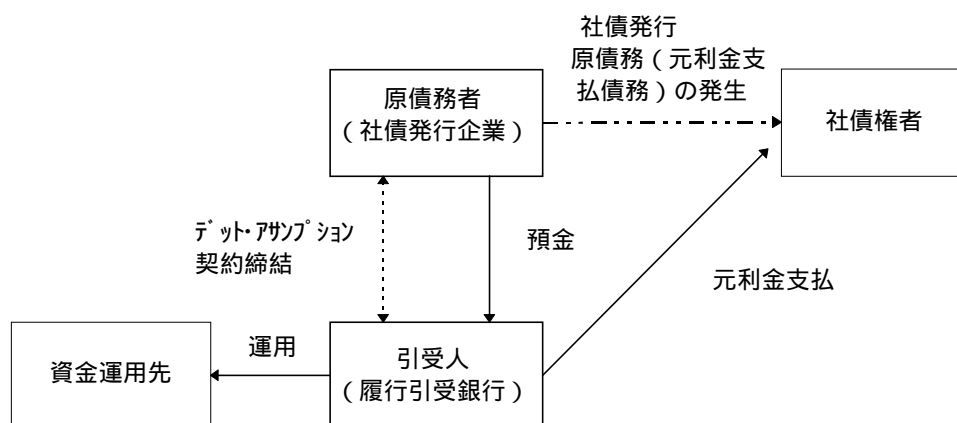
．日本におけるデット・アサンプションの仕組みと会計上の問題点

1．仕組み

(1) 取引の概要

デット・アサンプションとは、一般に、企業の負担している特定の債務の履行に必要な資金を第三者に支払うことによって、その債務の履行を第三者に引き受けてもらう取引形態をいう。その典型的な仕組みとしては、企業（以下「原債務者」）が発行した社債の元金支払債務（以下「原債務」）について銀行（以下「引受人」）との間でデット・アサンプション契約を締結し、原債務者に代わって引受人が原債務を履行することを約すると同時に、原債務者は引受人に対して見返りの資金を提供することによって、原債務の一括償還と同様の経済的效果を得ようとするものである（下図参照）。

< デット・アサンプションの仕組み >



原債務者（社債発行企業）は、社債発行により、その保有者（社債権者）に対して社債の元金支払債務を負担。

原債務者は、引受人（履行引受銀行）との間でデット・アサンプション契約を締結。

< デット・アサンプション契約の内容 >

- ・ 契約締結日以降の社債の元利払いを、原債務者に代わり引受人が行う。
- ・ その履行の対価として、原債務者は引受人に対する預金の元利金支払請求権を予め放棄する。

原債務者は、デット・アサンプション契約に基づく対価を引受人に預金として提供する。

引受人は、原債務者より受け入れた預金を原資として運用を行う。

引受人は、預金とその運用益を基に、原債務者に代わって、社債発行契約に基づく元利金を社債権者に支払う。

最近、企業がこのようなデット・アサンプションを行う目的は、負債のオフバランス化により会計上、繰上償還を図り、財務的に余力のあるうちに今後の利益の圧迫要因となる高金利債務を軽減することや、財務構造を健全化し新規の資金調達のコストを抑えること等にあるとされている。また、オフバランス化処理によって生じる原債務の額面金額と預金との差額は、明確な規定はないものの、現行の実務では償還差損益として認識し⁶、一括して当該期の損金または益金として税務処理し得る扱いとなっている⁷（秋葉[1996a]、国際課税事例研究会[1996]）。そのため、例えば金利の低下局面において、デット・アサンプションにより償還差損を生じさせ、それを一括して損金算入するといった節税目的でなされる場合が多いと言われている⁸（佐藤和彦[1996]）。

⁶ 外債の場合には為替差損益も認識される。

⁷ もっとも、原債務者の引受人への預託金が、新たに発行した低利の債券や借入金による資金である場合には、デット・アサンプションにより生じた償還差損は新規の借入等の資金コストと解され、税務上、当該借入金等の償還期間にわたって繰り延べるべきと言われている（秋葉[1996a]）。

⁸ 同じように企業の税務上の目的（償還差益への課税の繰延効果）を挙げるものとして大沼[1996]参照。もっとも、同稿は課税の繰延が認められている米国における実質的ディフィーゼンス（註・参照）の会計処理について論じているため、これをデット・アサンプションに関する日本での議論にそのまま当てはめることはできない。

(2) 法律構成

第三者が債務者の債務履行に関わる場合の法律構成としては、明文規定はないものの、わが国民法の解釈論として、「免責的債務引受」、「併存的（重疊的）債務引受」、「履行引受」が認められている。前二者の「債務引受」とは、債務の同一性を保ったまま債務を契約によって第三者（引受人）に移転することであり、このうち「免責的債務引受」とは、引受人に原債務が移転し、当初の債務者（原債務者）は原債務に関する義務を免れるものをいい、「併存的債務引受」とは、原債務者は免責されずに引受人がこれと並んで新たな同一内容の債務を負担するものをいう。一方、「履行引受」とは、原債務は引続き原債務者が単独で負担しつつ、その債務の履行を引受人が原債務者に代わって行うものをいう。これらのうち、免責的債務引受については、債務者の変更により債権の回収可能性が損なわれる場合があることから、それが有効に成立するためには債権者の承諾が必要と解されている。これに対して、併存的債務引受および履行引受については債権者の承諾がなくとも有効に成立すると解されている⁹。

一般に、デット・アサンプションは、原債務者から引受人に原債務を移転させる訳でも、引受人に原債務と同一内容の債務を負担させるものでもなく、原債務は引続き原債務者の企業が負担し、その履行行為を引受人が代わりに担うものが殆どであり、法律構成は「履行引受」とされる。したがって、債権者の承諾は不要とされ、原債務者と引受人間の契約のみでデット・アサンプション契約は有効に成立する。

2. 会計上の問題点

日本では、これまでデット・アサンプションに関する会計基準は存在せず、87年に公認会計士協会会計制度委員会より出された研究報告第3号「通貨スワップの会計」において一定の実務指針が示されているに過ぎない。これによれば、デット・アサンプションは、外貨建債務と円建債務とを交換した通貨スワップ契約の特殊形態とみなすことが可能として¹⁰社債の繰上償還としての処理が認

⁹ 詳細は . 4 . 参照。

¹⁰ 研究報告第3号は、通貨スワップを「自己の有する固定利付外債建債務の元利支払いを他の円建て債務（スワップ債務）の元利支払いと交換することにより、実質的に外貨建債務を円建債務に変更する取引」と定義したうえで、その会計処理として、貸

められ、その結果、原債務のオフバランス化が可能となるとされていた¹¹。

研究報告第3号は、あくまでも実務上の参考に供されるものに過ぎず、拘束力は弱い。これまで殆どの企業が同報告を根拠に負債のオフバランス化処理を行ってきた（秋葉[1996a]）。さらに、現在、同研究報告は、95年5月に企業会計審議会が公表した「改訂外貨建取引等会計処理基準」により通貨スワップの会計処理が変更されたことに伴い、「その役割を果たした」と考えられているが¹²、デット・アサンプションについては、これに代わる新たな会計基準が示されていないこと等を理由に、従来通り負債のオフバランス化処理が行われているようである¹³。

デット・アサンプションにおいては、引受人が原債務者の債務の履行を引受けることによって、原債務者が債務を履行したのと同等の経済的効果があると考えられることも可能である。しかしながら、デット・アサンプションは、1.(2)で前述したように、法的には履行引受、すなわち、企業は当該債務を免れた訳ではなく、引受人の債務不履行等の一定の場合には支払義務の履行を請求されるものが殆どである。それにも拘わらず、企業の貸借対照表上にそれが表示されないことから、デット・アサンプションによる負債のオフバランス化はリスクの実態を的確に表示していないのではないかと指摘がある。こうした問題は、近年、債務の引受人である銀行等の財務状況の悪化により原債務者の支払義務等が現実化する可能性が増えてきたことに伴って、特に強調されるようになった（秋葉[1996a]）。

また、前述のように、デット・アサンプションによる負債のオフバランス化処理の根拠とされていた研究報告第3号が外貨建取引等会計処理基準の改訂に

借対照表上は原債務に代わってスワップ債務元本を計上し、原債務は偶発債務として財務諸表に注記すること等を提言している。そして、デット・アサンプション契約により、社債発行企業が履行引受銀行等に見返りの円貨債務を一時に支払うのは、経済的にはスワップ債務の履行をスワップ契約締結時に一時に行ったとみなすことが可能としている。

¹¹ 但し、偶発債務として財務諸表への注記は必要とされている。

¹² 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」（96年9月3日）参照。

¹³ 公認会計士が指摘した97年3月決算の留意点（例えば加藤[1997]、堀内[1997]）を見る限り、デット・アサンプションに対する会計処理の変更を明確に要求したものはなかったようである。

伴い効力を失っているうえ、最近のデット・アサンプションの対象は殆どが円建ての債務である(秋葉[1996a]、森田・白鳥[1997])ことから、そもそもデット・アサンプションを通貨スワップの特殊形態と捉えること自体が困難となってきた。

以上のような点から、現在、デット・アサンプションの会計処理の検討および作成が重要な検討課題の1つであることは疑いの余地がない。実際、98年6月16日に企業会計審議会より公表された公開草案「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の中でも今後の検討項目の1つとして挙げられている(詳細は .)。)

こうしたデット・アサンプションの会計処理を検討するに当たっては、前提として負債のオフバランス化に関する一般的な条件を明確にすることが重要である。その際には、近時の国際的な会計基準の統一化の潮流等を考えると諸外国やIASC(国際会計基準委員会)における議論を検討することは有益であろう。そこで次に、米国、英国、ドイツ、IAS(国際会計基準)における負債のオフバランス化に関する基準や議論の動向について整理・検討する。

・ 諸外国の会計基準

諸外国における負債のオフバランス化に関する議論は、実質的ディフィーザンス (in-substance defeasance) の会計処理を巡るものが中心である。実質的ディフィーザンスとは、社債発行企業 (原債務者) が、社債の元利返済 (原債務) にのみ充当されるように現金その他の資産につき irrevocable trust (取消不能条件付信託)¹⁴を設定することによって、実質的に社債の一括償還を図る取引をいう。その仕組みや目的は、[2.1.1](#) で見たデット・アサンプションとほぼ同様であるが、実質的ディフィーザンスでは trust が利用される点で異なる。

実質的ディフィーザンスの特徴点を挙げると、次のとおり (佐藤信彦[1991])。

原債務の元利金支払いだけに充当するリスク・フリー資産について trust が設定され (債権者の承諾は不要)、この trust 設定は取消不能である。

の結果、通常、原債務者は原債務の支払いに関して、追加的な義務を負わない。

原債務は引続き原債務者が負っており、法的にはまだ償還されていない。

[2.1.1](#) の特徴を見る限り、経済的に原債務者は、実質的ディフィーザンスの履行によって原債務を履行したとの見方が可能である。一方、[2.1.1](#) のように原債務者の支払義務は法的には消滅しておらず、例えば受託者の債務不履行時には債権者からの支払請求に応じなければならないなど、将来、原債務者が支払を請求される可能性は依然として残っている。それにも拘わらず、当該負債をオフバランス処理して良いのかが問題となるのである。

こうした実質的ディフィーザンスの会計処理を巡って、諸外国における負債のオフバランス化条件の考え方を考察すると、金融資産・負債を複数の構成要素に分解して認識するアプローチを明示的にとる (米国、IASB) とらない (英国、ドイツ) の違いはあるものの、法的義務の有無を最も重要なメルクマールとして位置付ける立場を維持する、あるいは採用することが国際的潮流となっている。

¹⁴ 米国法上の信託 (trust) と日本法上の信託とは法的効果等で完全に同一でないことから、両者を区別するために、本稿では米国型の信託のことを trust と記述する。

1. 米国

米国においては、当初、実質的ディフィーザンスのオフバランス化を認める会計処理が行われていた。これに対しては、原債務者の支払義務は法的には消滅していないにも拘わらず当該債務の認識を中止するのは、企業の負っているリスクを十分に反映していないのではないかといった点や、債務が償還されたとみなして実際には存在（実現）していない償還差損益を当該期に計上するのは安易な利益操作に繋がるといった点が指摘されて、かかる会計処理の妥当性を巡って議論が繰り広げられた。

こうした中、83年11月、FASB¹⁵（財務会計基準審議会）によりSFAS76「負債の消滅」¹⁶が公表され、実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化がGAAPとして認められることになった。ところが、FASBは96年6月に公表したSFAS125¹⁷においてかかる基準を変更し、実質的ディフィーザンスによっては負債のオフバランス化は認められないとしている。

以下、従来および変更後の会計基準、かかる変更の背景等について、やや詳しく見ていく。

（1）従来の会計処理（SFAS76）

SFAS76¹⁸は、債務に関して貸借対照表上の負債の認識を中止できる場合として、次の3つを認めていた（par.3）¹⁹。

債務者が債権者に弁済し、その債務と関連する全ての義務（obligations）

¹⁵ Financial Accounting Standards Board。FASBは、SECより公開企業の開示財務諸表における会計基準設定の法的権限を委譲された民間団体であり、その公表する基準書SFASは米国で「一般に認められた会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles: GAAP）を構成する。

¹⁶ "Extinguishment of Debt"

¹⁷ 注4参照。

¹⁸ SFAS76に関する記述は、秋葉[1996b]、佐藤信彦[1991]、弥永[1996a]によるところが大きい。

¹⁹ 以下、各パラグラフ番号は、特に断りのない限り、その章で検討対象としている基準書等における番号を指す。つまり、ここではSFAS76のパラグラフ番号を示しているが、例えば次章の（2）ではSFAS125のそれを示している。

を免れた場合

債権者が全額の支払いを受けていない場合であっても、債務者が裁判または債権者によって当該債務につき第一次的義務者（primary obligor）ではなくなり、かつ当該債務の保証人として将来支払いをなすことを要求されない可能性が高い場合

債務者が当該債務につき第一次的義務者であることから法的に解放されていない場合であっても、債務者が現金その他の一定の性質（リスク・フリー）を有する資産²⁰について、当該債務に関する元利金の約定期における支払いのみを目的とする取消不能条件付のtrustを設定し、かつ債務者が当該債務に関して将来的に支払いを要求される可能性がごく少ない（the possibility is remote）場合

このように、SFAS76は、負債の認識を中止するためには全ての関連債務から免れなくてはならないこと（ ）を原則としつつも、例外として、 と の場合を認めていた。 は実質的デフイーザンスを想定したものである。

こうした例外（ 、 ）を認めた理由について、SFAS76は会計上の負債概念との関連から次のように説明している。

まず、 については、債務についての第一次的義務者と第二次的義務者は本質的に異なることを根拠とする。すなわち、第二次的義務者は依然として法的債務を負っているが、その履行が要求されるのは第一次的義務者が不履行となった場合に限られている。したがって、第二次的義務者になることにより、当該債務の債権者から将来的に支払いを要求される可能性が低い場合には、もはや企業はSFAC²¹（財務会計諸概念ステートメント）No.3 par.28²²の定義するとこ

²⁰ trustの対象資産が の条件を満たすためには、原債務（元利金）の額、支払時期および回収に関して本質的にリスク・フリーの貨幣性資産（monetary assets）でなければならず、原債務が支払われる通貨と同一の通貨建てでなければならない。また、原債務がドル建ての場合は、trustの対象資産は以下のものに限定される。

- a . 米国政府の直接債務
- b . 米国政府によって保証された債務
- c . 米国政府の債務により担保された証券であって、かつ、当該債務につき支払われる元利金が通常直ちに当該証券の所持人に渡る旨合意された証券

さらに、trustの対象資産が、原債務の額および支払時期と概ね一致するキャッシュフローをもたらすものでなければならない（以上、par.4）。

²¹ Statements of Financial Accounting Concepts。FASBの作成する、会計基準の基礎をなす概念基準書であり、財務報告の目的、財務諸表における認識と測定、財務諸表の構成要素等についての基本的な枠組みを定めている。

²² 現SFAC No.6 par.35（SFAC No.3は85年に公表されたSFAC No.6に代替されている）。

るの「負債 (liabilities)」²³を保有しているとは言えず、「負債は満たされた (satisfied)」(SFAC No.3 par.143²⁴)と捉えることが可能であるから、その認識を中止することができるとする (par.18)。

一方、 については、法的には第一次的義務者であっても、リスク・フリーの資産について特定の債務に関する元利金の約定期における支払いのみを目的とする irrevocable trust を設定した場合には、当該債務に基づいて新たな「経済的便益の犠牲」が発生する可能性は極めて低く、これにより「負債は満たされた」と捉えるのが合理的と説明されている (SFAS76 pars.22、27)。

これに対しデット・アサンプションは、同じく債務者が第一次的義務者でありながらも、trust を利用しない形の履行引受であるため、負債のオフバランス化は認められないと解されていた (par.18)。すなわち、負債のオフバランス化が認められるためには、 のような trust が設定されているかどうか、換言すれば、当該債務に関する支払いのみに充当される資金が法的に原債務者や第三者の手の届かない形で確保されているかどうかメルクマールとされていた訳である。

もっとも、実質的ディフィーザンスについては負債のオフバランス処理を認めるという結論に対しては批判も多く、FASB 委員の中でも賛否が拮抗していた²⁵。反対意見は、主に、資産について trust を設定すること自体は潜在的損益の認識を伴う資産の処分 (disposition)²⁶あるいは負債の充足 (satisfaction) の何れをも構成しない点を強調する。すなわち、預託資産は単一の目的のためのものであっても債務の支払いに充てられるまでは債務者の資産 (将来の経済的便益) であり、同様に、負債は弁済または債権者の承諾により満たされるまで原債務

²³ 「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の経済主体 (entity) が、将来、他の経済主体に対して、資産の引渡または用役の提供を行わなければならないという現在の義務から生じる発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」

²⁴ 現SFAC No.6 par.211。「経済主体によって一度発生させられた負債は、経済主体に影響を及ぼす取引その他の事象または環境要因によって満たされるまでは負債のままである。殆どの負債は現金支払によって満たされる。その他の負債は、当該経済主体による他の経済主体への資産の譲渡または用役の提供によって満たされる (以下略) 」

²⁵ SFAS76の結論については、FASB委員7名のうち3名が反対意見を表明している。

²⁶ 実質的ディフィーザンスにおいては、trust を設定する資産のオフバランス化の可否も問題となるが、金融資産一般のオフバランス化については秋葉[1996b]、福澤[1996]を参照。

者の負債（将来の経済的便益の犠牲）であり続けるとして、実質的ディフィーザンスによる預託資産、原債務のオフバランス化は認められないとしている。

また、実質的ディフィーザンスは法的には債務が償還されたと言えず、したがって負債のオフバランス化による償還差損益が「実現」している訳ではない。それにも拘わらず償還差損益を当該期に認識することは、収益は「実現」した期に認識・計上すべきとする実現主義に反するのではないか²⁷といった点も問題とされた（AAA[1996]）。

こうした批判を受け、実質的ディフィーザンスのオフバランス化処理の是非は、再び86年にFASBが開始した金融商品プロジェクト²⁸の中で検討されることとなった。

（２）新しい会計基準（SFAS125）

イ．SFAS125の内容

FASBは、上記の金融商品プロジェクトの一環として、96年6月末にSFAS125²⁹を公表した。この基準は、主に金融資産の証券化の会計処理（証券化による金融資産のオフバランス化の可否や譲渡資産価値の測定方法等）について指針を示すものであるが、それに限らず広く「金融資産の譲渡」を対象としている。

金融資産が譲渡される場合としては、証券化のように資金調達等を目的とするもののほか、例えば債務弁済のためになされる場合も考えられる。後者においては、資産の譲渡に伴い負債の消滅が生じる可能性があるが、その場合の会計処理は資産側と負債側とで整合的になされることが望ましい。そこで、SFAS125では、金融資産の譲渡に関する会計処理と併せて負債の消滅に関

²⁷ もっとも、実現主義をとる場合でも、何をもって収益が実現したと捉えるかについては見解が分かれている。

²⁸ 金融商品に関する認識、測定、開示を取扱う包括的な会計基準の制定を目指したプロジェクトであり、これまでも具体的な成果としていくつかの基準が公表されている（詳細は企業財務制度研究会[1995]等）。

²⁹ SFAS125に関する記述については、秋葉[1996b]、福澤[1996]によるところが大きい。

する会計処理が再考され、先のSFAS76に替わるものとして新たな条件が定立されている（pars.93、234）。

SFAS125は、負債の認識中止条件につき、負債が消滅した場合に限ってその認識を中止すると定め、負債が消滅する場合として以下の2つを挙げている（par.16）。

債権者への弁済により、負債に関する義務を免れた場合。債権者への弁済には、現金その他の金融資産、物品もしくはサービスの提供、または自ら発行した負債証券の債務者による再取得（証券が償還されるかいはゆる自己社債（treasury bonds）として保有されるかを問わない）を含む。

裁判または債権者によって、債務者が法的にその負債の第一次的義務者でなくなった場合。

これによれば、trust設定後も原債務者に第一次的義務が残っている実質的デファイゼンスによっては負債は消滅せず、負債のオフバランス化は認められないことになる³⁰。

ロ．財務構成要素アプローチ

このような結論に至った背景には、実質的デファイゼンスによる負債の認識中止が、SFAS125が基本的な考え方として採用する「財務構成要素アプローチ（financial component approach）」と整合的でないことに基づく。財務構成要素アプローチとは、1つの金融資産・負債は複数の構成要素に分解できることを前提に、譲渡後に存在する資産（経済的便益）と負債（発生の可能性の高い将来の経済的利益の犠牲をもたらす義務）の構成要素を考察し、各構成要素の認識または認識中止について、それぞれの資産・負債に対する「支配」の有無を基準に判断しようとするものである（par.108）³¹。

³⁰ もっとも、ノンリコース債務が、その債務にのみ充てる目的でなされる資産の「売却（sales）」とともに第三者に引き受けられた場合には、当該債務者は法的にその債務の第一次的義務者でなくなったとみなされ（par.16, footnote 5）、オフバランス処理が認められる。

³¹ 財務構成要素アプローチの目的は以下のとおりとされている（par.107）。

金融資産の構成要素の合成と分解を含め、金融市場の参加者が金融資産を扱う方法と整合的なものとする。

金融資産と負債の基礎となる契約条項の経済的効果（economic consequences of

a . 構成要素の分解

金融資産・負債の構成要素を分解して考察するSFAS125に対し、その制定前は、資産・負債の認識中止の考え方として「リスクと経済価値アプローチ」が有力であり、SFAS76も同アプローチに基づいていた (par.105)。これは、金融資産・負債をそれ以上分解できない1つの単位 (unit) として捉え、それに内包されるリスクと経済価値が移転されるまでは1つの単位 (unit) として認識の中止を認めないという考え方である。

SFAS125がリスクと経済価値アプローチの採用を否定したのは、同アプローチの下ではリスクが留保されているという理由でもはや企業が支配していない資産についてもその認識を継続しなければならないという矛盾が生じることや、取引の順序次第で同一の金融資産がある企業では認識され、ある企業では認識されないということにもなりかねないこと等を問題視したからである (pars.7-8、100)。このため、SFAS125では、金融資産・負債の認識は、それらが発生させた取引の順序に影響されるべきではなく、譲渡人および譲受人は、金融資産の譲渡に対して対称的な会計処理を行うべきであると考えられている (par.112e、 f)。このように、FASBは金融市場の発達に対応し、金融資産の譲渡およびサービシング業務と負債の消滅との間で統合的な会計処理が必要との判断から上記の財務構成要素アプローチを採用したのである。

b . 法的な支配規準

「財務構成要素アプローチ」においては、金融資産・負債を各構成要素に分解することによって、金融資産・負債の基礎となる契約条項の経済的效果 (economic consequences of contractual provisions) を反映することが可能と考えられている (par.107)。このためSFAS125では、「支配」を判別する際のメルクマールとして法的側面が重視されている(「法的な支配規準(legal control criteria)」)。例えば、金融資産は、譲渡され支配が放棄されている場合、売却されたと考えられ、その認識は中止されなければならない (par.112b) が、「支配の放棄」の判断に当たっては、譲渡資産の譲渡人からの法的な分離(破産等の場合でも譲渡人および譲渡人の債権者の手が届かない状況にあると推定されること) がメルクマールとされている (pars.118-119)。負債のオフ

contractual provisions) を反映する。

SFACと適合させる。

バランス化の条件について法的義務の有無がメルクマールとされているのも、こうした考え方から導かれたものと考えられる。

八．実質的ディフィーザンスへの財務構成要素アプローチの適用

法的な支配規準を基礎とした財務構成要素アプローチを実質的ディフィーザンスに適用すると、以下のように資産あるいは負債の何れにおいてもオフバランス化の条件を満たしていないことになる（par.220）。

債務者は、資産にtrustを設定したからといって（法的には）債務を免れた訳ではない。預託資産が債務弁済に十分でない場合には、債務者は差額を補填しなければならない。

債権者は預託資産からのキャッシュフロー以外からも弁済を受けられる。

債権者は、預託資産の処分権やtrustを終了させる権利を与えられていない。

預託資産の総額が弁済期における元利金支払に必要な額を上回っている場合、財産の譲渡人（原債務者）はその財産を預託資産から取り除くことができる。

債権者は、特別目的事業体を利用した金融資産の証券化スキームにおける受益持分の保有者（holder of interests）とは異なり、実質的ディフィーザンスにおけるtrust契約の当事者ではない。

預託資産は、引続き原債務者の便益（すなわち債務の消滅）のために用いられ、原債務者の所有物であるから、原債務者は預託資産についての支配を放棄していない。

なお、「リスクと経済価値アプローチ」を適用した場合でも、後述（ ． 4 ．（ 1 ））のIASCのE48のように、「リスクと経済価値」の「移転」の有無の判断において法的側面をより重視することにより、論理的には実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化を認めないとの立場もあり得よう。それにも拘わらず、SFAS76が「リスクと経済価値アプローチ」の下で実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化を認めたのは、irrevocable trustの設定により当該負債の「リスクと経済価値」は完全に移転されたと判断するに当たり、法的債務が残っているという点を重視しなかったからである。

二．その他の変更点

SFAS76の下では負債のオフバランス化が認められていた場合のうち、の「債務者が債権者に弁済し、その債務と関連する全ての義務を免れた場合」(SFAS76 par.3a)とのオフバランス化条件については、法的な支配規準を基礎とした財務構成要素アプローチと矛盾するものでないことから、SFAS125においてもほぼそのままの形で採用されている(pars.16a、222)。

これに対して、SFAS76におけるの「債権者が全額の支払いを受けていない場合であっても、債務者が(中略)当該債務につき第一次的義務者でなくなり、かつ当該債務の保証人として将来支払いをなすことを要求されない可能性が高い場合」とのオフバランス化条件については、財務構成要素アプローチによれば、当該債務の第一次的義務者でなくなりさえすれば、当該債務の保証人であったとしても負債の認識中止が認められることから、SFAS125では削除された。

2．英国

英国では、現在のところ負債のオフバランス化についての一般的な会計基準は存在しない。すなわち、資産のオフバランス化については、94年にASB³²(会計基準審議会)より出されたFRS³³5(財務報告基準書第5号)「取引における実質の報告」³⁴において一定の基準が示されているのに対して、負債については、同基準書にてその定義や認識基準等が示されているに過ぎず、オフバランス化の条件は明示されていない。

もっとも、英国ASBは、FRSよりも会計基準としての拘束力は弱いものの、一連の公開草案「原則基準書」³⁵を公表している。これは、理論的に首尾一貫した

³² Accounting Standards Board Limited。ASBは、会社法によって会計基準の設定・改廃等の適格団体として認められていることから、その設定する基準には一定の法的地位(会社法上の会計基準)が与えられている(新井[1995]、企業財務制度研究会[1994])。

³³ Financial Reporting Standards

³⁴ "Reporting the substance of transactions"

³⁵ "Statement of Principles"。もっとも、同草案は、最終的に基準化された場合でも、一

企業会計の概念的枠組の作成を目指したものであるが、その中で負債のオフバランス化に関する一般的な条件が提案されている。同草案は、91年から93年までに1章から6章までが順次公表された（93年までの草案を、以下「旧草案」という）後、それらを改訂かつ統合する形で95年に新たな公開草案（「財務報告に関する原則基準書（"Statement of Principles for financial reporting"）」（全7章：以下「95年草案」という）が出されたが、その際に負債のオフバランス化の条件についても変更が加えられている。

そこで以下では、旧草案と95年草案の比較検討を通じて、英国での負債のオフバランス化条件に係るアプローチを概観することとしたい。

（１）旧草案

イ．旧草案における負債のオフバランス化の条件

旧草案は、資産および負債の認識を中止できる場合として次の2つを提案していた（ch.4 par.7）。そこに示されているオフバランス化の条件は、資産と負債で共通していた。

財務諸表の当該項目（資産、負債）の定義³⁶をもはや満足していない場合

経済主体（entity）が将来の経済的便益への取得可能性または経済的便益を移転する義務を有するという十分な証拠がもはや存在しないこと

このように、旧草案は、負債のオフバランス化の条件として「経済的便益の移転義務を有していないこと」を原則としつつも、かかる義務の存在につき十分な証拠がなくなった場合には、当該負債の認識を中止できるとしていた。問題は何をもって「十分な証拠がない」と捉え得るかであるが、この点は、前述のとおり資産のオフバランス化条件を明示したFRS5を参考にせざるを得ない。

定の会計指針を示すものに過ぎず、強制力はないとされている（ASB[1996]）。

³⁶ 旧草案は、資産および負債を以下のように定義している。

資産	過去の取引または事象の結果として、企業によって支配された将来の経済的便益に対する権利またはその他の取得可能性（access）（ch.3 par.7）
負債	過去の取引または事象の結果として、企業による経済的便益の移転義務（ch.3 par.24）

ロ．FRS5³⁷におけるアプローチの負債への準用

FRS5は、資産のオフバランス化につき、次のように3つのケースに分けて考えることが可能とする。

資産に付随した便益またはリスクについて著しい変化が認められない場合は、継続して資産を認識（par.21）

資産に付随した全ての便益およびリスクが移転された場合は、資産の認識を完全に中止（par.22.）

資産に付随した便益およびリスクについて著しい変化があるものの、重要な便益およびリスクの全てが移転されていない場合は、資産の認識を部分的に中止（par.23）

これらの条件は、資産に付随した「リスクと便益の移転」を基準とする点で、「リスクと経済価値アプローチ」³⁸に基づくものとして捉えられている。もっとも、 のように全てのリスクと経済価値が移転されていない場合でも、一定の条件を満たす場合には部分的な認識の中止を認めていることから、「修正されたリスクと経済価値アプローチ」と呼ばれている。

問題は「リスクと便益が移転された」ことを判断する際のメルクマールであるが、FRS5は、その目的として取引の実質が財務諸表で報告されることの確保を掲げ、そのためには取引の経済的効果（commercial effect）およびその結果としての資産、負債、損益が財務諸表において忠実に反映されるべきであるとする（par.1）。そして、取引の実質を把握するためには、取引の動機や意図を考慮しつつその経済的効果を分析しなければならないとされている（par.52）。

こうしたアプローチは、「実質優先主義」と呼ばれる考え方であり、これによれば財務諸表の「真実かつ公正な概観」を表示するためには、取引の法形式よりも、それに含まれる便益・リスクという取引の経済的実質を反映した会計が適用されなければならない。この原則は、従来より英国において、特にオフバ

³⁷ FRS5に関する記述は、古賀[1996]、福澤[1996]によるところが大きい。

³⁸ 「リスクと経済価値アプローチ」については、 . 1 . (2) 参照。

ランス取引³⁹の会計基準を検討する際の基本的な考え方として主張されてきており、FRS5によって具体的に基準化されたものである。

負債についても、上述のような資産のオフバランス化における考え方をパラレルに当てはめると、旧草案のいう「経済的便益の移転義務を有していないこと」の判別に当たっては実質優先主義が適用され、法的債務の有無という点にとらわれない判断もできよう。その結果、例えば、デット・アサンプションや実質的ディフィーザンスについても、経済的実質を理由に負債のオフバランス化が認められる余地はあると考えられる。

(2) 95年草案

95年草案⁴⁰は、負債のオフバランス化の条件について、次のように提案している⁴¹。

負債のオフバランス化の条件

負債⁴²は、当該経済主体がその経済的便益を移転する義務を負っているという十分な証拠（適当な場合には、将来の便益の流出が生じるという証拠を含む）が存在しない場合には、その認識を中止すべきである（par.4.8）。

これは旧草案の条件をほぼ踏襲しているが、さらにより細かい条件として、取引または過去の事象によって負債が除去された場合、または、将来便益の流出の可能性を認識し続ける十分な理由がもはやなくなった場合には、負債の認識を中止するのが適当とし、そのような場合として次の2つを挙げている（par.4.25）。

負債を構成する経済的便益を移転する義務が履行、取消、期限満了などにより存続しなくなった、または他の経済主体に移転された場合

³⁹ 広く現行の会計処理の下では財務諸表本体に計上されない資産、負債、資本に関する取引を指している（古賀[1996]）。

⁴⁰ 95年原則基準書草案に関する記述は、岩崎[1996、1997]、弥永[1996a]によるところが大きい。

⁴¹ 95年草案では、旧草案と異なり、資産と負債とで別々のオフバランス化の条件が提案されている。

⁴² 負債の定義は旧草案と同じである。

経済的便益の将来における流出が生じないと合理的に確信できる場合（但し、継続する義務が存在し、かつその義務を免れるか否かが将来の事象にかかっている場合には、そのような確信は生じない）

このうち、 の下線部分は、95年の改訂で追加された条件である。これにより、95年草案の下では、法的に継続する義務が存在し、その免責が将来の事象にかかっている場合には負債の認識中止に必要な「合理的な確信」は生じず、相殺表示（Offset：対応する資産と負債を共にオフバランス化すること）の要件⁴³を満たさない限り、負債の認識を中止できないことになる⁴⁴。この点で、95年草案は、旧草案と同様に負債のオフバランス化条件を「経済的便益を移転する義務を負っているという十分な証拠が存在しない場合」としつつも、その適用においては旧草案よりも法的義務の有無を厳格に判断していると捉えられよう。

以上により、95年草案の下では、デット・アサンプションや実質的ディフィーゼンスのように、法的義務の免責が将来の事象にかかっている取引は、負債の認識中止条件を満たさず、また相殺表示の要件も満たさないため⁴⁵、負債のオフバランス化が認められないと考えられる。

3．ドイツ

ドイツでは、負債のオフバランス化に関する一般的な基準が公開草案レベルでも存在せず、実質的ディフィーゼンスの会計処理を巡って見解が対立している。

⁴³ 95年草案では、相殺表示は、経済主体が純額による決済を要求することが确实である場合にのみ可能とされており（par.3.37）、かかる确实性が認められるためには、通常、相手方が支払不能に陥った場合でも主張し得るような法的な相殺権を有することが必要とされている（par.3.38）。

⁴⁴ 95年草案公表前においても、法的義務の免責が生じていない場合にはFRS5 par.29の相殺表示の要件（95年草案とほぼ同じ内容）を満たさない限り、負債のオフバランス化は認められないとする見解がある（Davies et al.[1994]）。このように、英国では米国等とは異なり、相殺表示の可否を含めて負債のオフバランス化を論じている。

⁴⁵ 例えば、実質的ディフィーゼンスでは、原債務者は原債務と預託資産とを相殺する法的権利を有していないことから、相殺表示による負債のオフバランス化は認められない。

この点については、89年にIDW⁴⁶（経済監査士協会）のHFA⁴⁷（主要専門委員会）より、実質的ディフィーゼンスによる負債のオフバランス化を否定する見解が出されたが、学説の中にはオフバランス化を認めるべきとの見解も多い。こうした見解の相違は、負債のオフバランス化において、経済的便益の移転義務とリスクの完全な消滅を必要と考えるか否かによるところが大きい。加えて、ドイツ法では、実質的ディフィーゼンスを構成する"irrevocable trust"に関する定めがないことから、その法律構成をどのように解釈するかによっても結論に相違が生じている。

（１）HFAの見解

先述のように、IDWのHFAは89年に実質的ディフィーゼンスによる負債のオフバランス化は認められないとの見解を公表したが、その理由を以下のように述べている（IDW[1989]）。

「ドイツ法の下では、債務の移転は債権者の承諾を前提とする。この要件を満たす場合に限って、原債務者における負債のオフバランス化が認められる。したがって、債務の元利金返済のために特定の財産を第三者に移転したとしても債権者の承諾がない場合には、法律上、原債務者は免責されない。また、移転契約をもって、経済的には債権者に対する債務履行義務が第三者に承継された（例えばいわゆる「実質的ディフィーゼンス」がなされた場合）としても、負債は引続き原債務者の下で認識されなければならない。負債の会計処理については、経済的属性（wirtschaftlich Zugehörigkeit）原則ではなく、法的属性（rechtlichen Zugehörigkeit）原則が適用される。」

すなわち、HFAは負債の会計処理に当たっては、法的側面が重視されるべきとし、原債務者は債務から免責されていない以上、その認識を中止することは認

⁴⁶ Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.。IDWは民間団体であり、会計基準の法的な設定権限は有さない（会計基準の設定は立法のかたちで行われる）。したがって、IDWの解釈に法的拘束力がある訳ではないが、IDWは会計基準の立法過程等において諮問機関としての重要な役割を担っている（新井編[1993]）うえ、その公式見解はドイツにおける「正規の簿記の原則（GoB）」（注54参照）を構成する（高木[1995]、中央監査法人[1995]）。

⁴⁷ Hauptfachausschuß

められないとする。そして、ドイツ法上、原債務者が第三者への債務移転により債務を免責される場合としては、債権者の承諾がある場合（免責的債務引受⁴⁸：ドイツ民法典415条）に限られているから、債権者の承諾なく行われる実質的ディフィーザンスは、この条件を満たさないとするのである。

（２）実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化を認める見解

上記のようなHFAの見解に対して、主に、実質的ディフィーザンスを免責的債務引受として法律構成しようとしている点と、負債の貸借対照表能力（貸借対照表上、負債として認識すべきかどうか）の判断に当たって、専ら民事法的観察法（zivilrechtlich orientierten Betrachtungsweise）の見地から検討し、経済的観察法（wirtschaftlichen Betrachtungsweise）の原則の適用を否定している点が批判の対象となっている。例えば、Hoffmann[1995]は、民事的観察法と経済的観察法の両方の観点から実質的ディフィーザンスを検討し、それによる負債のオフバランス化はドイツ貸借対照表法上も認められるとの結論に至っている。具体的には以下のとおり。

イ．民事法的観察法に基づく評価

まず、Hoffmannは、実質的ディフィーザンスの法律構成としては、免責的債務引受ではなく、従来の学説が主に主張してきたように、法概念的には原債務者と派生的債務者（受託者）との間の「信託的法律関係（treuhänderische Rechtsverhältnis）」⁴⁹として捉えるのが妥当とする。

⁴⁸ . 1. で述べたように、日本では、民法上、債務引受についての明文規定はないが、ドイツでは民法典414条以下に規定されている。ドイツで債務引受という場合には原則として免責的債務引受であり、第三者と従来の債務者が連帯債務者として責任を負う場合（重畳的債務引受）は、本来の債務引受と区別される（山田[1988]）。免責的債務引受が、原債務者と第三者（実質的ディフィーザンスでは受託者）との間の契約によってなされたときは、債権者の追認（承諾）があるまでは効力を生じない（民法典415条）。すなわち、債務引受自体は原債務者と第三者との間の契約によって完結するが、免責の効果は債権者の承諾があって初めて生じるとされている。

⁴⁹ ドイツ法上、信託契約（Treuhandvertrag）については明文規定がないが、解釈上、「完全権信託（Vollrechtstreuhand）」と「授權信託（Ermächtigungstreuhand）」といった2つのタイプの信託（Treuhandenschaft）があると考えられている。両者の違いは、対外関係（委託者・受託者以外の第三者との法的関係）の面で、完全権信託では、受

そのうえで、Hoffmannは、実質的ディフィーザンスの特徴であるirrevocable trustは米国特有の法制度に基づくものであり、ドイツの法解釈上で捉えられている「信託（TreuhandあるいはTreuhandenschaft）」概念とは異なるとして、ドイツにおける信託の会計処理（信託に係る委託者の債務は委託者にて認識）の適用を否定する。すなわち、ドイツ法上の「信託」概念の下では、委託者はいつでも信託を任意に解約することが可能である。また、預託資産を受託者へ移転した後も、それに対して委託者の財産権は及ぶ。これに対して、米国の実質的ディフィーザンスで利用されているirrevocable trustにおける預託資産の委託者からの独立性はドイツの信託概念よりも次の点で強いとされる。

irrevocable trustでは、trustの設定後、委託者による任意の解約および契約内容の変更は不可能である。

irrevocable trustでは、預託資産は委託者の財産と分別されて受託者（trustee）の所有物となり、以後、受託者による任意の処分が可能となる⁵⁰。

こうした相違点を理由に、Hoffmannは、実質的ディフィーザンスで採られている米国型のirrevocable trustという法形式は、年度決算書⁵¹における写像（Bild）の目的⁵²からすれば、ドイツという信託的法律関係として評価することはできないと結論付けている⁵³。

これによると、実質的ディフィーザンス取引の会計処理を検討するに当たっては、委託者がいつでも解約告知によって信託的法律関係を終了することがで

託者が預託資産に対する民事法上の所有権者としての完全な法的地位を取得するのに対し、授權信託では、受託者は預託資産に対する所有権を取得せず、自己名義で信託財産の処分・管理を行う権限を取得するにすぎない点にある（Hoffmann[1995]）。

⁵⁰ この点はドイツにおける完全権信託の考え方に近い。

⁵¹ 年度決算書とは、貸借対照表、損益計算書、附属明細書をいう（高木[1995]）。

⁵² 「写像の目的」とは、「年度決算書は財産、財務および収益の状況につき真実かつ公正な写像を伝達しなければならない」とする「真実かつ公正な写像原則」を指すものと思われる。この原則は、ドイツでは成文法を補完する一般規範と見られている。すなわち、ドイツでは、まず第一に正規の簿記の原則（GoB <注54> 参照）を含めて法律の規定が遵守されなければならない、規制上の不備がある場合に初めて、かかる原則が適用されると解されている（黒田編[1993]）。

⁵³ 同様の理由により、ドイツにおける信託概念と実質的ディフィーザンスで用いられるirrevocable trustとの違いを強調するものとしてKüting und Pfuhl[1989]。

きるかどうかメルクマールとなる。原債務者が法的・経済的の何れにおいても預託資産に対する最終的な処分権を失っている場合には、原債務者としては当該資産を取戻すことも、信託契約を解約したり内容を変更することも認められず、したがって、米国のirrevocable trustと同様に考えることも可能としている。

ロ．経済的観察法の原則および「正規の簿記の諸原則（GoB）」⁵⁴に基づく評価

ドイツの商法学者の通説的見解によれば、民事法的債務は必ず貸借対照表上の負債となる訳ではなく、経済的観察法の原則を適用して貸借対照表法⁵⁵（Bilanzrecht）上の負債性が存在しない場合には、負債として認識することは認められない。すなわち、負債の貸借対照表能力の判断に当たっては、第一次的には経済的観察法が決定的な役割を果たすと考えられている。

貸借対照表上の「負債」の定義は、ドイツ貸借対照表法上、明文の規定はないが、学説上「その程度と弁済期が確定している義務（債務）」と捉える見解が多く、具体的には次の3つの特徴を有するものとされている。

経済的負担

強制可能性

明確な定量化の可能性

Hoffmannは、これらの特徴を実質的ディフィーザンスにおける原債務者の債務について当てはめると、一定の要件⁵⁶を満たす場合には、以下のような理由

⁵⁴ Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung。ドイツ商法典238条1項に基づく、全ての商人が商取引の記録および年度決算書の作成に際して遵守すべき準則を総称し、簿記に関する諸原則と年度決算書の作成に関する諸原則から構成されている。GoBは不確定法概念（「公共の福祉」、「正当な利益」のように漠然としているため、個別の事案に即し具体化が必要とされる概念）であり、その根拠は、‡商人の慣習または見解、会計諸団体の意見などの実務、‡当該専門科学としての経営経済学の研究、‡商法および税法における立法その他の法令、裁判および学説上の研究の諸領域に求められている（高木[1995]）。

⁵⁵ 貸借対照表を作成する場合に従うべき全ての法律上の規定の総称。貸借対照表法は1つの法典として存在する訳ではなく、商法典を基礎として、多くの法律の中に散在している（松本編[1991]）。

⁵⁶ ここでいう要件とは、預託資産はリスクフリーの資産に限る等、米国のSFAS76で

により、当該債務は負債として認識できないとしている⁵⁷。

について

負債が完全に弁済されるまで、それに対する法的責任は原債務者が負っているものの、実質的ディフィーザンスの取引目的からして、債権者から請求を受ける可能性も、経済的負担を負う可能性も低い。

について

受託者が引受けた義務を履行（通常は元利金の支払い）し債権者の請求権を満足させると、以後、債権者は原債務者に履行を強制できない。したがって、もはや満足させる必要のないことがほぼ確実な負債については、貸借対照表に計上する必要はない。連邦財務裁判所⁵⁸（BFH-Rechtsprechung）も88年判決にて同様の見解を示している。

について

実質的ディフィーザンスにおいて、原債務者の義務は、受託者がその義務を履行しない場合にのみ現実化（確定）するのであるから、定量化の要件を満たさない。

Hoffmannは、以上から、経済的には、原債務者の下で当該債務を認識する根拠は見当たらない、つまり、原債務者については当該債務は消滅しているとみなすことが可能とする⁵⁹。さらに、このような事実関係の下で負債を認識し続けることは、かえって年度決算書の読み手に誤った情報（当該負債を弁済するための企業の資金調達義務等）を与えることになるので、当該債務のオフバランス化を認めることが、年度決算書は企業の資産・財政・収益状況を可能な限り事実関係に即して適切に表示するものでなければならない（ドイツ商法典264条1項）とするドイツ貸借対照表法上の一般原則にも一致すると説明している⁶⁰。

挙げられているもの（ . 1 . (1) 参照）とほぼ同じである。

⁵⁷ Küting und Pfuhl[1989]も同様の結論に至っている。

⁵⁸ 租税等に関する公法上の争いにつき管轄する連邦の最高裁判所。

⁵⁹ Küting und Pfuhlは「受託者の支払能力に懸念がない場合には」との前提を置いたうえで、同様の結論を導いている。

⁶⁰ もっとも、実質的ディフィーザンスにより新たに負担することになった保証的債務

もっとも、このような学説からの強い批判にも拘わらず、前述のように、HFAは負債の会計処理においては経済的属性原則よりも法的属性原則が適用されるとし、実質的ディファイザンスによる負債のオフバランス化を認めない立場を維持している。

4 . IAS (国際会計基準)

IAS⁶¹ (国際会計基準)とは、IASC⁶² (国際会計基準委員会)が作成する会計・開示基準であり、98年6月までに32の基準が公表されている。

IASCは、加盟国に対して、IASを自国の会計基準として採用させるうえで強制力を持つ訳ではない。しかし、95年7月に、IOSCO⁶³ (証券監督者国際機構)が、98年3月までにIASCがコアとなるいくつかの会計基準(「コア・スタンダード」)を包括的に作成した場合には、海外企業による自国市場での資金調達に当たりIASによる財務諸表を承認するように加盟各国の証券監督者に勧告することが可能となる旨を表明したことから、今後IASの影響力は大きくなり得ると考えられている⁶⁴ (福澤[1997])。

こうしたIOSCOとの合意を受けて、IASCはコア・スタンダードの作成作業を進めているが、その1つである金融商品の認識、測定、開示に関する包括的な会計基準作成プロジェクトの中で、負債の認識中止条件が検討されている。この金融商品プロジェクトは、もともとIASCが88年より進めてきたものであり、

(受託者の債務不履行時における支払義務)を、別に貸借対照表本体または注記に記載することを要求している。

⁶¹ International Accounting Standards

⁶² International Accounting Standards Committee。国際的な会計基準の作成を目的として、73年に日本を含む9ヶ国の公認会計士によって設立された民間団体で、97年8月現在の加盟国は89ヶ国である。

⁶³ International Organization of Securities Commissions and Similar Agencies。各国の証券市場監督機関の団体であり、日本からは大蔵省証券局が参加。

⁶⁴ 金融商品に係る会計基準の作成が難航したことから、結局98年3月までにコア・スタンダードを完成させることが出来ず、現在も作業が続けられている。今のところ98年11月頃の完成が予定されている(98年5月4日付*BNA Banking Report* Vol.70 No.18参照)。

これまでに公開草案E40（91年）、E48⁶⁵（94年：E40を修正、再公開したもの）、IAS32⁶⁶「金融商品：開示と表示」（95年：E48のうち比較的議論の少なかった開示、表示に関する部分だけを先行して基準化したもの）、ディスカッション・ペーパー⁶⁷（97年3月：E48をさらに修正した再々公開草案の作成を目指して主に認識、測定の部分に関し議論するためのもの）および暫定基準案E62⁶⁸「金融商品：認識と測定」（98年6月）が出されている。

本稿では、E48と暫定基準案E62にて示されている負債のオフバランス化条件を概観する。

（１）E48の考え方

E48は、金融資産・負債⁶⁹の認識を中止できる場合として、次の2つを提案し

⁶⁵ "Financial Instrument"

⁶⁶ "Financial Instruments: Disclosure and Presentation"

⁶⁷ "Discussion Paper: Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities"

⁶⁸ "Financial Instruments: Recognition and Measurement"。当初、IASBは、ディスカッション・ペーパーにて示した考え方を基に、寄せられたコメントを検討のうえ公開草案を作成し、98年3月までの基準化を予定していた。しかし、そのコメントが大幅な内容修正を迫るものであったことから、97年9月、IOSCOからの承認を得るための暫定的措置として、米国の会計基準をIASとして受け入れる事務局案が出された（97年9月8日付IASB Press Release参照）。事務局案は、同年10月末から11月にかけて開催されたIASB理事会において検討され、その結果、包括的基準の作成は進める一方で、暫定的措置として、米国基準のうちIASには必要のないものを除いて簡素化した上で、それをIASとして受け入れる方針が決定された（西川・山田[1998]）。これを受けて、98年6月、暫定基準作成のための公開草案E62が公表され、同年中の基準化が予定されているが、並行して2000年7月を期限として包括的基準作成に向けた作業が進められている。

⁶⁹ E48は金融資産、金融負債を次のように定義している（par.5）。

「金融資産とは以下のあらゆる資産をいう。(a)現金、(b)他の企業から現金または他の金融資産を受け取ることができる契約上の権利、(c)金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利、(d)他の企業の持分金融商品。

金融負債とは、以下のような契約上の義務を負うあらゆる負債をいう。(a)他の企業に現金または他の金融資産を引き渡す義務、(b)金融商品を、潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務。」

なお、これらの定義は、IAS32、ディスカッション・ペーパー、E62でもほぼ同様である。

ていた（par.27）。

資産または負債に関わる実質的に全てのリスクと経済価値が他に移転し、かつ、留保される全てのリスクと経済価値の公正価値が信頼性を持って測定され得る場合

認識の基礎となっている権利または義務が行使されるか、解除（免除）された、取消された、または期限が満了した場合

このように、E48では、負債の認識を中止するためには、負債の消滅または負債に付随する「実質的に全てのリスクと経済価値の移転」が必要とされていた。こうした考え方は、米国のSFAS76において採用されていた「リスクと経済価値アプローチ」⁷⁰と共通するものである。

ところが、E48は、SFAS76が認めていた実質的ディフィーゼンスによる負債のオフバランス化を、原債務者に契約上の主たる債務が残っていることを理由に認めていない。このように、E48は負債のオフバランス化条件の考え方として「リスクと経済価値アプローチ」を採りつつも、「実質的に全てのリスクと経済価値が移転」されたか否かの判断において、法的義務の有無を最も重視していると捉えられよう。

（２）E62の考え方

E48で採られていた「リスクと経済価値アプローチ」は、特に資産の認識中止を考える際のアプローチとしては適当でないとの批判が強く⁷¹、暫定基準案E62では、米国のSFAS125と同様の法的な支配規準を基礎とした「財務構成要素アプローチ」⁷²が採用されている。

E62では、負債の認識を中止できる場合として、次の２つを提案している（par.39）。

金融負債の全部または一部が消滅した場合（つまり、契約に明示された義務が履行、取消または終了した場合）

⁷⁰ 「リスクと経済価値アプローチ」については、．．． 1．（２）参照。

⁷¹ 「リスクと経済価値アプローチ」に対する批判は米国における議論（．．． 1．（２）参照）とほぼ同じである（例えばディスカッション・ペーパーpar.5.7参照）。

⁷² 「財務構成要素アプローチ」については、．．． 1．（２）参照。

金融負債の全部または一部に関する第一次的な責任が第三者に移転した場合

すなわち、負債の消滅を原則としつつも、負債に対する第一次的な責任から免れた場合にも、そのオフバランス化が可能としている。これは米国のSFAS125と共通している⁷³。

これらの条件を実質的ディフィーザンスに当てはめると、E48と同様に負債のオフバランス化は認められない。E62では、債務者の第一次的義務は第三者に移転されていないことを理由に、これを明示的に否定している⁷⁴ (par.43)。

⁷³注68で述べたように、暫定基準案は米国基準を参考に作成されており、金融商品の認識、認識中止についてはSFAS125が基礎とされている(97年12月付*IASC Insight*参照)。

⁷⁴ ディスカッション・ペーパーにおいても、実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化は認められていない (ch.3 par.4.8)。

・日本における負債のオフバランス化条件の検討

で述べたとおり、日本には負債のオフバランス化についての一般的な基準はない。とはいえ、債務の弁済、取消、時効等により債務が法的にも消滅ないし免責された場合にオフバランス化が認められるのは問題ないであろう。

問題は、債務が履行されたのと同等の経済的効果を認める余地がある取引でありながら、法的側面から見れば負債が消滅していないという場合である。これを考えるに当たっては、の諸外国における議論等を見ると、そもそも貸借対照表上に認識すべき「負債」とは何かという観点からの検討⁷⁵と、「負債」のオフバランス化の判断において「リスクと経済価値アプローチ」と「財務構成要素アプローチ」の何れが適切か、さらに「リスクと経済価値」あるいは「支配」の有無を判断する際に法的側面をどの程度重視すべきかといった観点からの検討が有益であろう。

そこで、以下では、まず、日本における貸借対照表上の負債概念について検討し、次いで、そうした「負債」の認識あるいは認識中止に関してはどのようなアプローチにより検討するのが適切かといった点について論じることとする。

1．負債概念から見た負債のオフバランス化条件の考え方

(1) 日本における貸借対照表上の負債概念⁷⁶

日本においては、米国やIASのような会計上の諸概念を規定した一般的なフレームワークはなく、貸借対照表上の負債概念についても明確に定義されていない。

商法上⁷⁷の負債に関する従来の多数説は法律上の債務に限るとしており、ここ

⁷⁵ すなわち、法的債務であれば貸借対照表で必ず認識しなければならないのか、それとも法的債務であっても、その履行を請求される可能性が極めて低いことが客観的事実から明らかである場合には認識しなくても良いのか、といった問題である。

⁷⁶ 日本の「負債」概念に関する記述は、弥永[1996a、1996b]に依るところが大きい。

⁷⁷ 負債概念に関しては、通常、商法と証券取引法との両方から検討し、商法上は法的債務に限るとされるところを、証券取引法上の目的(情報開示)からより広く捉えるべき(負債概念の拡張)との議論がなされることが多い。しかし、本稿で問題として

という法律上の債務には確定債務のみならず、不確定期限付債務や停止条件付債務も含まれると解されている。これは、企業会計の目的を会社の清算時における債権者保護や利害関係者への情報開示に求めた場合、少なくとも法的な保護を与えられている債権に対応する会社の債務、つまり法的債務は貸借対照表上に認識すべき負債に該当するとの考えによる。

問題は、法的債務であれば必ず貸借対照表上、負債として認識しなければならないかという点だが、一定の債務については認識不要とするのが通説である。こうした例外には、債権債務が事実上等価値であると認められ、かつ相殺表示（対応する資産と負債を共にオフバランス化すること）して良いと解される場合⁷⁸、債務の貨幣的評価ができない場合、債務の履行のために財産上の出捐を要しない場合、または貨幣的に評価できる債務の発生の可能性が極めて低い場合、とされている。具体例として、は双方が未履行の双務契約上の債権債務や継続的物品供給に係る債権債務、は賃貸借の目的物返還義務、は不作為債務、が挙げられる（弥永[1996a、1996b]）。

（２）デット・アサンプションにおける原債務への適用

デット・アサンプションによる負債のオフバランス化との関係で問題となるのは、の「貨幣的に評価できる債務の発生の可能性が極めて低い場合」にデット・アサンプション実行後の原債務が該当するのではないかという点であろう。しかしながら、の例として想定されているのは、例えば倉庫業者が寄託者に対して負担する寄託物保管義務に基づき、将来その不履行を理由に発生するかも知れない損害賠償義務と解されている（弥永[1996a、1996b]）。すなわち、現在は債務の貨幣的評価が不可能または困難であり、将来的に貨幣的評価が可能となるかも知れないが、その可能性は極めて低いというものがに該当する。したがって、デット・アサンプションにおける原債務のように、現時点で既に発生している貨幣的評価の可能な債務については、商法の多数説に従えば、原則として貸借対照表上で認識すべき「負債」に該当すると考えるのが妥当であ

いるのは、法的債務であるにも拘わらず認識しないことが認められるかという点であるから、証券取引法から見た場合の負債概念の拡張の問題は取り上げない。

⁷⁸ もっとも、日本では相殺表示が可能な場合についての一般的な基準は存在しない。

らう⁷⁹。

2. オフバランス化条件に係るアプローチからの検討

近年における諸外国の議論を見ると、オフバランス化条件の問題は、米国のSFAS76やIASCのE48のような「リスクと経済価値アプローチ」とSFAS125のような「財務構成要素アプローチ」の2つが基本的な考え方として挙げられ、それらの何れが適切かといった議論がなされることが多い（ . 1 . 参照）。その際には、最近の複雑かつ多様化する資産流動化に対する会計基準確立への要請等から、まず資産についてのオフバランス化条件が検討され、それとの整合性を保つかたちで負債のオフバランス化条件が定立されている。こうした処理は、1つの取引によって資産と負債の両方が同時に変動する場合は殆どであることを考えると1つの方法論として妥当であろう。

そこで、まず資産のオフバランス化条件を考える際のアプローチとして何れが適切かという観点から見ると、金融手法が複雑かつ多様に発達する中においては、必ずしも資産を1つの固まりとして捉えて取引が行われている訳ではなく、構成要素に分解しているため、会計上もそれぞれの有するリスクと経済的便益を現に支配している主体によって認識するという方法の方が、その主体の財務状況を的確に表示することが可能であろう。したがって、今後、オフバランス化を考える際のアプローチとしては、資産・負債を分解できない1つの単位として捉える「リスクと経済価値アプローチ」よりも、複数の構成要素に分解して考える「財務構成要素アプローチ」の方が適切と考えられる。

さらに、「支配」の有無を判別する際のメルクマールとしては、米国の「法的な支配規準」に代表されるように、契約条項等の法的側面を重視する考え方が妥当であろう。なぜならば、資産からもたらされる経済的便益（一般には将来のキャッシュフローへの権利）は、最終的には当該資産の基礎となる契約条項

⁷⁹ この点に関連して、会計学者においても、発生の可能性が低いことを理由に負債を認識しないことと、同じ理由から一旦認識した負債をオフバランス化することとは同じレベルでは論じ得ない問題であって、財務実態の透明性促進の観点からは、後者（オフバランス処理の問題）は前者（オンバランス処理の問題）よりも高いハードル（条件）が設定されるべきとの指摘がある（古賀[1996]）。

等の法的側面（法的手段によって履行を強制できるかどうか）に由来すると考えられるからである⁸⁰。

仮に資産と負債を同じアプローチから対照的に考えるのが妥当だとすると、負債のオフバランス化条件についても、法的な支配規準に立脚した「財務構成要素アプローチ」から捉えるのが適切であろう。

3. 企業会計審議会「公開草案」の考え方

(1) 負債のオフバランス化条件

98年6月16日に企業会計審議会から公表された公開草案「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「公開草案」)も、金融資産・負債の認識中止を考えるに当たっては原則として米国等で行われる「財務構成要素アプローチ」を採用するのが適当とし⁸¹、以下のような負債のオフバランス化の条件が定立されている(基準案 第二 二 2)。こうした考え方やオフバランス化条件は、前述した諸外国の議論を踏まえると妥当と考えられる。

当該金融負債の契約上の義務を履行した場合

当該金融負債の契約上の義務が消滅した場合

当該金融負債の契約上の第一次債務者の地位から免責された場合

このように、債務の履行や消滅により当該金融負債の契約上の義務から法的に免れること()を原則としつつも、契約上の第一次債務者(第一次的義務者)の地位から免責された場合()にも負債のオフバランス化を認め得るのは、法的に第二次的義務者となることにより、当該債務の債権者から将来

⁸⁰ 「支配」の判別において法的側面(契約条項等)をメルクマールとすることの妥当性については、例えばAAA[1996]参照。

⁸¹ 例えば、金融資産の認識中止に関しては、次のように述べられている(.2.(2))。

「証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き続き行う等、金融資産は財務構成要素に分解され取引されることが多くなるものと考えられる。このような場合、リスクと経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人及び譲受人の財務諸表に反映されないことになる。」

的に支払いを請求される可能性が極めて低くなる（第一次的義務者が不履行の場合に限られる）ことに基づくと考えられる⁸²。による負債のオフバランス化が認められるためには「法的に」との条件を満たすことが極めて重要ということになる。

「法的に」第二次的義務者となる場合としては、保証人⁸³が典型的であろう。すなわち、保証人は、民法上、主たる債務者がその債務を履行しない場合にその債務を履行する責めを負うとされており（民法447条）、「催告の抗弁権」⁸⁴（同452条）や「検索の抗弁権」⁸⁵（同453条）によって、第二次的義務者であることが法律上認められている。したがって、主たる債務者から保証人となった場合はこの条件を満たし、当該負債のオフバランス化が可能となる。こうした会計処理は、現行の会計基準において、保証債務は貸借対照表本体ではなく偶発債務として注記する（オフバランス）こととされている点とも整合的であろう⁸⁶。⁸⁷（計算書類規則32条、財務諸表規則58条、財務諸表規則取扱要領146条、企業会計原則第三 一C）。

これに対して、同じ「保証」でも連帯保証では、連帯保証人は上述のような催告・検索の抗弁権を有していない（民法454条）。したがって、催告・検索の抗弁権を有していることを法的に第二次的義務者であることの根拠として考えるならば、連帯保証人は法的に第二次的義務者になったとは言えず、負債のオ

⁸² SFAS76に関する議論（ . 1 . (1) ）参照。

⁸³ 本稿で単に「保証」という場合は、後述の連帯保証を除く単純保証を指す。

⁸⁴ 債権者の履行請求に対して、まず主たる債務者に催告すべき旨を請求する権利。

⁸⁵ 債権者の履行請求に対して、まず主たる債務者の財産を執行して債務の弁済に充てるように債権者に請求する権利。保証人がこの抗弁権を行使するには、主たる債務者に弁済の資力があり、かつその執行が容易であることを証明することが求められる。

⁸⁶ 偶発債務とは、まだ現実の債務ではないが将来一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものをいう（飯野[1993]）。これについては債務となる可能性や金額の見積可能性がある程度低いことから貸借対照表能力を認めないが、一方でそれが現実化した場合の企業のリスクを表示するために本体外で注記することとなっている。

⁸⁷ もっとも、銀行については、保証が本来的な銀行業務である信用供与としてなされていることから、銀行法規則別紙において、保証債務とこれに対する求償権を支払承諾、支払承諾見返として貸借対照表本体に計上することとされている。

フバランス化は認められないということになる⁸⁸。

(2) デット・アサンプションへの適用

．で述べたように、日本法の下で免責的債務引受が有効であるためには債権者の承諾が必要と解されている。すなわち、債権者の承諾を得ることなくデット・アサンプションがなされた場合、実行後に企業が負っている債務は原債務そのものであり、引受人の支払不能時等における保証債務ではない。したがって、「公開草案」が提案するように法的に（契約上の）第一次的義務者の地位から免責された場合にはオフバランス化が可能であるとしても、現行のデット・アサンプションではこの条件を満たすこともできず、結論として負債のオフバランス化は認められないということになる。

もっとも「公開草案」は、実務上、社債の買入償還が困難な場合⁸⁹、買入償還

⁸⁸ 現在、連帯保証の会計処理に関する明確な基準はなく、一般には、保証債務の効力を一部強化したものであるという理由から単純保証と同様の処理（注記）がなされているようである（佐原[1995]）。しかしながら、連帯保証債務は前述の単純保証債務とは異なり「偶発性が高い」とは言い難く、貸借対照表本体で認識するのが適当と考えられる。具体的には、連帯保証債務全額を負債の部に計上する一方で、求償権を資産計上するとともに、連帯保証であることについて注記をするという処理が考えられるが、かかる求償権の資産性の問題（貸借対照表上、資産として認識してよいか）等、さらに検討を要しよう。

なお、こうした処理は連帯債務につき一般に採られている会計実務と整合的である。連帯債務とは、数人の債務者が同一内容の可分給付につき、各々独立して全部の給付をなすべき債務を負担し、しかも、そのうちの1人または数人が一個の全部の給付をすれば総債務者の債務が消滅するものをいう（奥田[1992]）。このような連帯債務の負担部分であることから、負担部分を超える額は偶発債務と考える（負担部分を貸借対照表に計上し、負担部分を超える額または債務総額を注記する）、‡連帯債務者も債権者に対しては債務全額について責任を負担しているのであるから偶発債務とは考えず、債務全体を貸借対照表に計上し負担部分を超える部分について発生する求償権を資産の部に計上するとともに、連帯債務であることおよび負担部分について注記する、の2つが考えられるが、監査における実務では、債権者に対する債務者の一次的な責任という面を重視して基本的には‡が採られていると言われている（日本銀行金融研究所[1997]）。連帯債務と連帯保証とは、その債務の全額について第一次的義務を負う点で共通することから、会計処理の面では整合的に捉えるのが妥当と考えられる。

⁸⁹ 社債の買入償還が困難な理由としては、例えば、手続の繁雑さを嫌がる主幹事証券会社が買入償還に消極的である点や、市場を通じた介入は価格上昇を招くためコストが高くなる点等が指摘されている。

に代わる社債償還の手法としてデット・アサンプションが広く利用されている実情を考慮して、経過措置として、社債の元利金の支払いに充てられる資産がリスク・フリー資産である場合等社債の発行者に対し遡及請求が行われる可能性が極めて低い場合に限り、当該社債のオフバランス化を認めている。

しかしながら、法的な支配規準を基礎とした「財務構成要素アプローチ」の観点から見ると、こうした例外的処理にはより慎重な検討が加えられるべきであろう。前述のように、「財務構成要素アプローチ」の趣旨は、金融商品が財務構成要素に分解できるのであれば分解し、経済的効果はそれぞれの要素の基礎となっている契約条項の法的側面を踏まえて適切に反映させることにある。つまり、デット・アサンプションの例でいえば、企業が銀行に履行引受を委託した後、企業にどのような財務構成要素が残っているのかを法的側面から分析し、法律面から見ても当該債務を負担していないものについては認識を中止するが、依然として債務を負担しているものまたは新たに負担したものについては、引き続きまたは新たに認識しなければならない。

「公開草案」はデット・アサンプションによる負債のオフバランス化を認める理由として社債の買入償還が困難であるという実務の事情を挙げているが、こうした事情は諸外国でも程度の差こそあれ存在するであろうし、で述べたように、デット・アサンプションの利用目的は買入償還の代替に限られない。逆に、税務上の取扱い（例えば米国のような償還差益への課税の繰延）等によっては、たとえ買入償還が実務的に容易であってもデット・アサンプションが選好されるかも知れない。このように考えると、「買入償還の困難」は、デット・アサンプションによる負債のオフバランス化を認める根拠としては合理性に乏しいと思われる。

4. デット・アサンプションによる負債オフバランス化のための条件

デット・アサンプションにより負債のオフバランス化が認められるためには、「公開草案」にて提案された負債のオフバランス化条件の何れかを満たす必要がある。現行のデット・アサンプションの法律構成は「履行引受」と解されているが、これを「免責的債務引受」として構成することが可能であればの条件を満たすことができよう。また、「併存的債務引受」として構成したうえで、第一次的義務は引受人が負うものとして捉えることが可能であれば、あるいは、

主たる債務者は引受人であり原債務者は保証人であると捉えることが可能であれば、 の条件を満たし得ると考えられる。以下では、こうした構成の可否を検討する。

(1) 免責的債務引受構成の可否

デット・アサンプションにより原債務者につき「金融負債の契約上の義務が消滅した」(上記条件)といえるためには、契約の内容として、現行のような「履行引受」(原債務者の履行行為を引受人が代わりに行うというもの)ではなく、「免責的債務引受」(引受人に原債務が移転し、原債務者は原債務に関する義務を免れるもの)が有効に成立していることが必要となる。

現在の通説によると、免責的債務引受は、原債務者と引受人間の契約で行うことが可能であるが、原債務者の免責効果が有効に生じるためには債権者の承諾が必要と解されている(奥田[1992])。これは、債務移転の自由を前提としつつも、誰が債務者となるかは債権の回収可能性に直接影響することから、債権者の利益保護のために、債務引受につき債権者の関与を要求するものである。通説によると、かかる債権者の承諾は事後でも良いと解されていることから、デット・アサンプション実行後に債権者の承諾を得ることによって負債をオフバランス化することは可能であろう。

ところで、こうした処理は原債務が銀行借入等、債権者が極めて少なく、かつ特定可能であればよいが、例えば社債のように債権者の特定が難しかったり、多数存在するものについては、實際上、困難であろう。したがって、社債のような場合には、例えば社債発行時に予め債権者の承諾を得ておく方法が考えられる⁹⁰。この場合、引受人が特定されていることは必要と考えられるが、現実に承諾時点(社債発行時点)で引受人を特定することは困難と思われるので、それに代えて、例えば債権者の債権の回収可能性を確保する観点から、債務引受に伴って第三者に引き渡す資産については、SFAS76で定めていたようリス

⁹⁰ この点に関し、97年1月31日に大阪ガスより債務引受契約条項が設定された社債が発行されている。かかる条項は従来のデット・アサンプションで採られていた「履行引受」ではなく、引受人と社債権者との間に債権債務の関係が発生する「債務引受」を意図したものとされている。もっとも、但書にて最終的な履行責任は原債務者に当たる大阪ガスにあるとしていることから「免責的債務引受」とは捉え難いとされている(日本公社債研究所[1997])。

ク・フリーの資産⁹¹に限り、さらに原債務者による当該資産移転の取消不能を徹底するといった条件を設けることも考えられる⁹²。その際には、資産の引渡に信託を利用する⁹³ことも、今後検討の余地があろう。

(2) 原債務者の第一次的義務からの解放の可否

イ．履行順位変更特約付き併存的債務引受構成の可否

原債務者と引受人間による債務引受契約につき債権者の承諾を得られない場合には、併存的（重疊的）債務引受と捉えることが可能とされている（樫[1986]、奥田[1992]）。併存的債務引受とは、引受人が原債務者と並んで新たな同一内容の債務を負担するものである。その効果として、判例は、原債務者と引受人との間に、特段の事情のない限り、連帯債務が成立するとしている⁹⁴。連帯債務とは、数人の債務者が同一内容の分割可能な給付につき、それぞれが独立して全部の給付をなすべき債務を負担し、しかも、そのうちの一人または数人が全部の給付をすれば総債務者の債務が消滅するものをいう（奥田[1992]）。つまり、各債務者は債権者に対して同一内容の債務を同順位で負担しており、デット・アサンプションの例でいえば、原債務者と引受人の何れもが第一次的義務を負担することになる。

もっとも、判例は「特段の事情がない限り」連帯債務として捉えることが可

⁹¹ 注20参照。

⁹² 免責的債務引受において債権者の承諾を必要とする趣旨は債権の回収可能性を損なわないようにすることにあると考えると、例えば、担保物権が十分に債権をカバーしている場合（我妻[1969]）、原債務者の補充的責任が認められる場合（山中[1953]）、営業譲渡に伴う債務引受など同時に引受人に原債務者の財産が譲渡されている場合（星野[1986]）には、債権者の承諾は不要と解するか、少なくともその認定を容易になし得るとの見解がある。これらの見解によれば、原債務者から引受人へ引渡す資産がリスク・フリーであり、原債務者による資産移転の取消不能が徹底されている場合には、債権者の承諾要件が緩和されるとの見方が可能かも知れない。

⁹³ 従来、日本では、信託を利用すると引受機関が限定されたり（信託業法1条、2条）、預託資産の運用益に対する源泉税の分だけコストが嵩む等の理由から、信託利用型の債務履行引受は利用されてこなかった。しかし、最近では阪神電気鉄道が信託を利用して高金利で負担した銀行借入の実質的な繰上償還を行っており（97年10月7日付日経金融新聞「阪神、信託を活用」参照）、今後、こうした手法の利用が拡大される可能性はあろう。

⁹⁴ 最判昭和41年12月20日民集20巻10号2139頁。

能としている。そこで原債務者を第一次的義務から解放し第二次的義務者とするために、「特段の事情」として原債務者と引受人の履行義務に順位を付ける特約を結ぶことが可能とも考えられよう⁹⁵。例えば併存的債務引受契約の中で、引受人を第一次的義務者に、原債務者を第二次的義務者とする旨の特約（以下「履行順位変更特約」）を付す方法が考えられる。すなわち、保証人における「催告の抗弁権」（民法452条）や「検索の抗弁権」（同453条）⁹⁶のような権利を原債務者に認めるような特約である。もっとも、ここでの抗弁権は、「検索の抗弁権」のように、債権者が原債務者に請求できる前提として引受人の資産への強制執行を要求するほどに強力なものである必要はなく、債権者は引受人に対して裁判上の請求をすれば強制執行に至る前においても原債務者に対して履行請求できるという内容のものであれば、負債のオフバランス化条件を満たすうえでは足りると考えられる。

問題は、こうした原債務者と引受人だけの間で定めた履行順位変更特約が債権者に対しても有効かどうかであるが、保証債務の成立要件とパラレルに考えることが可能だとすると、かかる特約につき債権者の承諾が必要であろう。（1）で見たように、かかる承諾は予め社債発行時等に得ておくことになるが、この場合は、（1）の免責的債務引受とは異なり、債権者の債権の回収可能性は、原債務者によって二次的ながら担保されている訳であるから、債権者の承諾を得るに当たって引受人の特定は必ずしも必要とされないと考えられる。

ロ．保証債務構成の可否

原債務者が法的に第一次的義務から解放され第二次的義務者となる場合としては、3.(1)で見たように、保証人になる法律構成も考えられる。例えば、「社債発行後、当該債務を原債務者が指定する第三者に引受けさせることに伴い原債務者が当該債務の保証人となる」旨の特約⁹⁷を、予め債権者と原債

⁹⁵ 注90の大阪ガスによる社債発行の例では、債務引受契約条項にて支払義務を第一に引受人とし、引受人が不履行の時は原債務者が履行するという順位付けがなされている（日本公社債研究所[1997]）。

⁹⁶ 注84、85参照。

⁹⁷ （2）イ．と同様に原債務者が保証人となることで債権の回収可能性は担保されていることから、特約に対する債権者の承諾を事前に得るに当たって、引受人（主たる債務者）の特定は必ずしも必要とされないと考えられる。

務者との間で締結しておくことが考えられる。こうした特約は、いわば第三者への債務移転を停止条件とした保証契約の合意として有効と解することができる⁹⁸。

以上のように、「公開草案」で提案されている負債のオフバランス化条件を前提とすると、現在採られているデット・アサンプションの契約内容からは負債のオフバランス化は認められないが、原債務者と引受人間の契約が債務引受契約であり、かつ、原債務者の免責につき、4.(1)で示したように、引受人を特定するか第三者への引渡資産はリスク・フリーのものに限る等の条件を付したうえで債権者の承諾を得ている場合には、この条件を満たすものとして、負債のオフバランス化が可能と考えられる。また、4.(2)で示したように債務引受契約の中に引受人を第一次的義務者とし原債務者を第二次的義務者とする特約がある場合や、引受人を主たる債務者とし原債務者は保証人となることにつき予め債権者の承諾を得ている場合には、この条件を満たすものとして、負債のオフバランス化が可能と考えられる。

⁹⁸ 保証人には法律上「催告の抗弁権」（民法452条）および「検索の抗弁権」（同453条）が認められていることから、實際上、主たる債務から保証債務への変更に係る債権者の承諾を事前に得るのは困難であろう。そもそも社債発行時点で引受人が特定されていないところに、引受人への強制執行を行った後でなければ原債務者に履行請求できないというような契約に債権者が積極的に同意するとは考え難いからである。そこで債権者の承諾を取りつけ易くするために、例えば特約により保証人の「検索の抗弁権」（民法453条）の内容を前述の履行順位変更特約（（2）イ．）のように弱めることも一案であろう。結局、保証債務構成であろうが、履行順位変更特約の構成であろうが、原債務者を第二次的義務者とするための特約は、同じ内容のものになるということであろう。

（おわりに）

以上、デット・アサンプションや類似のスキームである実質的ディフィーザンスを中心に、負債のオフバランス化の条件について整理・検討してきた。その結果、債務が履行されたのと同等の経済的効果を認める余地がある取引でも、法的側面から見れば負債が消滅していないという場合の会計処理として、諸外国では、従来 of 負債のオフバランス処理を認める立場から、将来債務の履行を請求される可能性が完全には消滅していないという法的側面をより重視して、そのオフバランス化を行う方向に移行していることが明らかになった。

すなわち、米国では、実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化を認めていた基準書SFAS76を改訂し、オフバランス化を否定する新たな基準書SFAS125を公表、英国においても現在検討中の原則基準書草案では、負債のオフバランス化に関して法的側面を重視する傾向が見られ、従来の実質優先主義が修正されつつあるように窺える。また、英米よりも早くから実質的ディフィーザンスによる負債のオフバランス化を認めない公式見解を出していたドイツの経済監査士協会は、多くの学者等の批判にも拘わらず、その立場を維持している。さらに、国際的な会計基準として影響力を強めつつあるIASにおいても、法的債務を負っている以上、負債のオフバランス化は認められないとの方向で、金融商品に係る会計処理の基準化に向けた作業が進められている。

翻って日本での議論を見ると、98年6月に企業会計審議会より出された「公開草案」では、資産、負債のオフバランス化についてSFAS125の財務構成要素アプローチが適当としつつも、わが国の取引慣行等を考慮して、経過措置ではありながら、一定の条件の下でデット・アサンプションによる負債のオフバランス化を認めている。しかしながら、諸外国における議論でも指摘されているように、引続き法律上債務を負担している以上、将来的に経済的損失を負う可能性は否定できない訳であるから、それを貸借対照表に表示しないことは企業の財務状況を的確に表していることにはならないであろう。また、そのような取引において負債をオフバランス化することに伴い償還益を認識して良いかという利益認識の可否の問題も検討する必要がある。したがって、「公開草案」が適当と評価している「財務構成要素アプローチ」の趣旨を徹底させ、法的債務（少なくとも債務に関する第一次的義務）を負っている場合には、当該負債のオフ

バランス化は認められないとする方が、契約条項の経済的効果を財務諸表に適正に反映することになり、妥当と考えられる。

したがって、デット・アサンプションによる負債のオフバランス化を認めるためには、デット・アサンプション契約の内容を免責的債務引受とし、かつ原債務者の免責につき引受人を特定するか、原債務者による取消不能の形で引受人にリスク・フリーの資産を移転する等の条件を付けて債権者の承諾を得る、あるいは、債務引受契約の中に引受人を第一次的義務者とし原債務者を第二次的義務者とする特約を設ける等の措置を講ずる必要があるのではなかろうか。

冒頭でも述べたとおり、負債の会計的取扱い次第で企業のリスク評価や財務構造が左右される度合が高まってきている中、負債のオフバランス化条件に関する一般的基準の作成は喫緊の課題であろう。その際には、現行の取引慣行等に囚われず、そもそも会計上の負債とは何かという概念的枠組みにまで踏み込んで議論することが望ましい。その意味で、日本では米国のSFAC(「財務会計諸概念ステートメント」)のような会計基準の基礎をなす一般的フレームワークが存在しないことも問題であり、そうした理論的、論理的に首尾一貫した会計基準を作成するための概念フレームワークの作成も今後早急に検討すべき重要課題の1つであろう。

以 上

【主要参考文献】

- 秋葉 賢一、「負債のオフバランス化 デット・アサンプションの会計処理に関して」、『JICPAジャーナル』No.489、1996年4月a
、「証券化における金融資産の譲渡に関わる会計処理 SFAS第125号の概要と、わが国における今後の議論の展開に当たって」、『商事法務』No.1434、商事法務研究会、1996年9月b
、「金融資産負債の認識の中止に関する動向」、『旬刊経理情報』No.826、中央経済社、1997年8月
- 新井清光（編）『会計基準の設定主体 各国・国際機関の現状』、中央経済社、1993年
- 新井 誠、「ドイツ信託法における『財産管理行為』の意味と機能」、『信託法研究』第7号、信託法学会、1983年
- 飯野利夫、『財務会計論（改訂版）』、同文館出版株式会社、1993年
- 伊藤邦雄、「負債会計の進展にみる現代会計のチャレンジ」、『企業会計』Vol.46 No.8、1994年
- 伊藤 進、「第6章 債権譲渡・債務引受」、『民法講義4 債権総論』、有斐閣、1977年
- 岩崎 勇、「会計の概念的枠組の展開 イギリスの「財務報告原則書」を中心として」、『会計』第150巻第4号、森山書店、1996年10月
、「概念的枠組の計算構造 英国の原則書案を中心として」、『会計』第152巻第5号、森山書店、1997年11月
- 大沼 宏、「実質的ディフィーザンスの背景にある経済的実質優先思考 会計政策に浮かび上がる経営者の意図とその動機」、『企業会計』Vol.48 No.9、中央経済社、1996年9月
- 奥田昌道、『債権総論（増補版）』、悠々社、1992年
- 加藤 厚、「外貨建取引等の会計処理および開示」、『企業会計』Vol.49 No.3、中央経済社、1997年3月
- 企業財務制度研究会、『英国における会計制度と関係法令』、企業財務制度研究会、1994年7月
、「ドイツにおける会計制度と関係法令」、『企業財務制度研究会』、1994年7月
、「金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向（上巻） 基準の背景と概要」、『企業財務制度研究会』、1995年a
、「金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向（下巻） 基準の解

- 説と検討 』、企業財務制度研究会、1995年b
- 木下 毅、「英米信託法の基本的構造(1)(2)」、『信託法研究』第6号、第7号、信託法学会、1982、83年
- 黒田全紀(編)、『ドイツ財務会計の論点』、同文館、1993年
- 古賀智敏、『デリバティブ会計』、森山書店、1996年
- 国際課税事例研究会、「デット・アサンプションで生じる償還費用の取扱い」、『INTERNATIONAL TAXATION』Vol.16 No.10、国際税務研究会、1996年10月
- 小宮山賢(編)、『新オフバランス取引<第二訂>』、金融財政事情研究会、1993年
- 佐藤和彦、「駆け込み需要急増? 消えゆくデット・アサンプション」、『金融ビジネス』、東洋経済、1996年12月
- 佐藤信彦、「米国における『実質的ディフィーゼンス』の会計処理基準」、『経済集志』第61巻第1号、日本大学経済学研究会、1991年4月
- 佐原和正、「保証債務及びこれに類似する取引の注記開示上の問題点」、『JICPAジャーナル』No.479、日本公認会計士協会、1995年6月
- 高木靖史、『ドイツ会計基準論』、中央経済社、1995年
- 中央監査法人編、『オフバランス取引の会計と税務(改訂版)』、税務経理協会、1994年
- 、『会計基準国際比較ハンドブック 国際会計基準と主要国の会計基準』、中央経済社、1995年
- 辻 峰男、『オフバランス会計の国際比較』、白桃書房、1997年
- 椿 寿夫、「第4節 債権の譲渡」、『注釈民法(11) 債権(2)』、西村信雄(編) 有斐閣、1986年
- 西岡 佳彦、「『金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理』について」、『旬刊経理情報』No.836、中央経済社、1997年11月
- 西川郁生・山田辰己、「国際会計基準委員会(IASC)理事会報告・パリ会議」、『JICPAジャーナル』No.510、日本公認会計士協会、1998年1月
- 日本銀行金融研究所、「会社分割の法律問題ツ債権者の扱いを中心に」、『金融研究』第16巻第1号、1997年3月
- 日本公社債研究所、「大阪ガスの債務引受契約」、『日経公社債情報』no.1070、1997年2月
- 平松 明、「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理の概要」、『商事法務』No.1472、商事法務研究会、1997年11月

- 平松一夫・広瀬義州（訳）『FASB財務会計の諸概念（改訂新版）』、中央経済社、1994年
- 福澤恵二、「証券化におけるオフバランス化の問題 金融資産の認識中止の条件について」、『金融研究』第15巻第5号、日本銀行金融研究所、1996年12月
- 、「IASC金融商品プロジェクトについて ディスカッション・ペーパー『金融資産および金融負債の会計処理』の概要」、事務参考資料(9)研2-4、日本銀行金融研究所、1997年6月
- 星野英一、『民法概論（債権総論）』、良書普及会、1986年
- 堀内三郎、「金融商品の会計処理」、『JICPAジャーナル』Vol.9 No.3、日本公認会計士協会（編）、1997年
- 松本 剛（編）『ドイツ商法会計用語辞典』、森山書店、1991年
- 森田哲彌・白鳥庄之助（編）『外貨建取引等会計処理規準詳解』、中央経済社、1997年
- 弥永真生、「負債の会計と企業会計法 ～ 」、『商事法務』No.1420、1421、1424、1425、商事法務研究会、1996年 a
- 、「オフバランス項目と商法計算規定または証券取引法における資産・負債概念 資産と負債の相殺表示の可否を中心として」、『現代企業立法の軌跡と展望（鴻常夫先生古希記念）』、商事法務研究会、1996年 b
- 山田 晟、『ドイツ法概論（第3版）』、有斐閣、1988年
- 山田昭広、『アメリカの会計基準（第3版）』、中央経済社、1994年
- 山中康雄、『債権総論』、巖松堂、1953年
- 我妻 栄、『新訂民法講義4 債権総論』、岩波書店、1964年
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA), "Response to the FASB Exposure Draft, "Proposed Statement of Financial Accounting Standards Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities," *Accounting Horizons* Vol.10 No.3, American Accounting Association, September 1996
- Davies, Mike, Ron Paterson and Allosther Wilson, *UK GAAP 4th edition*, Ernst & Young, Macmillan, 1994
- Hoffmann, M. Karsten, "Das Verfahren des In-substance defeasance im deutschen Bilanzrecht," *Wirtschaftsprüfung*, 1995
- Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V., Hauptfachausschuß, "Zur bilanziellen Behandlung der Übertragung von Verbindlichkeiten," *Wirtschaftsprüfung*, 1989

International Accounting Standards Committee, "Discussion Paper: Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities," 1997

Küting, Karlheinz, und Joerg Pfuhl, "'In-substance defeasance' Vorzeitige Eliminierung von Verbindlichkeiten über einen derivativen Schuldner als neues Instrument der Bilanzpolitik?," *Der Betrieb*, 1989

The Accounting Standards Board Limited, "Statement of Principles for Financial Reporting the way ahead," Progress paper on the exposure draft, July 1996